

石巻市監査委員告示第4号

令和4年1月27日付け石巻市監査委員告示第1号で公表した福祉部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和4年2月21日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石福総第274号
令和4年2月14日

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 清水俊雄 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 齋藤正美

監査結果に係る措置について（通知）

令和4年1月27日付け石監第15号で指摘があったこのことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>福祉総務課</p> <p>【団体事務】（令和3年度）</p> <p>日本赤十字社宮城県支部石巻市地区に係る団体事務において、郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認する等適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・郵便発送簿の残高 21,191 円・郵便切手の残高 21,551 円・差額 360 円（現物過多）	<p>今回指摘を受けました郵便発送簿記載の残高と、郵便切手の残高に差が生じていた原因につきましては、郵便切手を貼付した返信用封筒が未使用にて返却された際に、郵便発送簿へ戻入の記載をせず、切手現物のみを戻し入れしていたことによるものであります。</p> <p>今後は、使用及び返却の都度、郵便発送簿残高と現物の確認を複数の職員により行い、再発防止に取り組んでまいります。</p>
<p>障害福祉課</p> <p>【文書事務】（令和2年度）</p> <p>日常生活用具給付券に被給付者の所得区分（一般世帯、低所得等）を表記するが、この給付券は被給付者が物品納入事業者に提出するものであり、被給付者の個人情報の保護の観点から、表記方法を改める等改善する</p>	<p>所得区分（一般世帯、低所得等）の表記については、現在システム改修を進めおりますが、日数を要することから、改修までは手処理にて表示を消去し対応してまいります。</p> <p>また、前回の定期監査で指導を受けたにもかかわらず改善していなかったことを重</p>

<p>こと。</p> <p>なお、本件については、前回監査で同旨の指導をしている。</p>	<p>く受け止め、今後は、担当者間の引継ぎが遺漏なく行われるよう徹底してまいります。</p>
<p>保護課</p> <p>【現金取扱事務】（令和3年度）</p> <p>生活保護給付費として用意した現金のうち、保護廃止決定や口座振込みによる処理で不用となったにも関わらず、戻入せず保管しているもの（保管期間が長期のものでは令和3年4月期分のもの）があった。事故防止の観点から、不用となった現金は速やかに戻入すること。</p>	<p>急な入院などにより扶助費を取りに来られない受給者がいる場合もあることから、未支給の扶助費は、これまでも3か月程度保管し、それを超える分について戻入処理を行うようにしていましたが、廃止済みケースとの照合がなされていなかったために保管されていたものであります。</p> <p>令和4年2月からは、査察指導員が廃止済みケースと未支給扶助費との照合を行い、廃止済みケース以外で3か月を経過した未支給扶助費と合わせ、経理担当が、毎月15日を目途に戻入処理することに改めております。</p>
<p>子ども保育課</p> <p>【指定管理事務（石巻市立釜保育所関係）】（令和3年度）</p> <p>石巻市立釜保育所の指定管理者は、延長保育の利用者から、その都度延長保育料を現金で徴収し、月末に市へ納付している。</p> <p>しかし、私人に公金を徴収又は収納させる場合は、地方自治法第243条に基づく私人への徴収又は収納に係る委託の手続が必要となるが、当該手続は行われていない。</p> <p>同保育所に係る延長保育料については、指定管理者側の負担も考慮し、他の市立保育所と同様に市が徴収する等の手法を検討し、適切に処理すること。</p>	<p>指定管理者へ施設側で延長保育料の徴収、収納が出来ないことを説明し、他の市立保育所と同様、令和4年2月分から口座振替や納付書により徴収することといたします。</p>
<p>市民相談センター</p> <p>【支出事務】（令和2年度）</p> <p>石巻市青少年健全育成市民会議補助金の交付申請額、同決定額及び同確定額は820,000円だが、補助金実績報告書に記載の補助事業の所要額は687,320円であり、132,680円を過剰に交付したまま確定した。</p>	<p>令和2年度分の過剰交付となっている補助金については返還を求めるとし、今後の補助金の事務執行については、石巻市補助金等の交付に関する規則の規定に基づき、補助事業に係る実績報告の内容を精査し、不要額がある場合には返還を求めするなど適正な補助金の執行に努めてまいります。</p>

補助金額の確定に際しては、補助金実績報告書やその添付資料を十分に確認し、不用額がある場合は、返還を求めること。

す。